

「証券決済制度改革推進会議」(第9回)議事要旨

【開催日時】 平成 19 年 4 月 24 日(火)午前 10 時 30 分～11 時 40 分

【場 所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】 1. 「総株主通知の請求等における正当な理由の解釈指針」について
2. 株券電子化制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループにおける検討状況について
3. (株)証券保管振替機構における検討状況について
4. 「証券決済制度改革の推進に向けて」(報告書)のマイルストーンの修正について
5. 株券電子化制度等についての周知・啓発時における用語・表現方法の指針(案)

【議事要旨】

1. 「総株主通知の請求等における正当な理由の解釈指針」について

法務省・始関管理官から、総株主通知の請求に関して、社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第8項にある「正当な理由」及び情報提供請求に関して、同法律第 277 条にある「正当な理由」について、また、同様に振替新株予約権及び振替新株予約権付社債についての「正当な理由」の解釈指針(案)の説明があり、懇談会に諮ることとした。

2. 株券電子化制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループの検討状況について

事務局が、標記ワーキング・グループにおける検討状況について報告を行った。

(報告概要)

(1)「新制度移行に係るマイルストーンの共有化」について

①「各メンバーの検討体等の検討状況」について

各業態のメンバー(信託協会、全銀協、日証協、日本経団連、保管振替機構)が検討状況の報告を行った。

②「今後の実務検討項目の洗出し(修正版)及び検討項目の検討体(案)」について

事務局が修正事項等について報告を行った。

(2)「新制度移行に向けた周知・啓発」関係の検討テーマ

①「新制度移行に向けた周知・啓発の活動状況の報告」について

保振が取りまとめた「株券等振替システムのシステム接続について」等について、証券会社、金融機関等向けの説明会を昨年12月に全国8箇所で開催した。

昨年11月、株券電子化に向けた証券会社のシステム整備等の対応状況のアンケート調査を実施し、本年1月に調査結果を発表した。また、計算会社(システム開発委託先)にもヒアリング調査を行い、本年3月に調査報告書を取りまとめた。

本年2月は、「証券決済制度改革推進フォーラム」を改称し「株券電子化フォーラム」とし、昨年の東京、大阪、名古屋に加え、札幌、福岡、金沢で開催し、当該アンケート調査結果についても報告を行った。

また、メンバーから要望のあった、非居住者向けの「よくあるQ&A」の英語版の作成、及びセミナー・マスコミ等での広報活動を行った旨を報告した。

②「業界横断的周知・啓発活動」について

「株券電子化の周知広報計画案(タンス株券の預託推進の強化期間を中心として)」の資料に基づき、以下のとおり報告が行われた。

- ・2006年10月の移行ワーキングで本年6月末から7月を個人・法人タンス株券の預託促進の強化期間とし、2007年を預託推進の最終期限と考えている。
- ・全国銀行協会は、本年4月に株式担保についての説明会を金融機関に行った。
- ・金融庁は、本年4月に政府広報テレビ番組を行ったこと、及び同番組は金融庁のホームページにおいても視聴できる旨の報告があった。
- ・2007年版の株主宛てリーフレットは、本年5月1日から平成20年4月30日までの間、株主名簿管理人から株主へ送られる株主総会決議通知時に同封される予定である旨の報告があった。
- ・上記株主宛てリーフレットの配布に伴い、株主等からの問い合わせ対応としてコールセンターの体制を昨年よりも強化する旨の報告があった。
- ・「タンス株券地域(都道府県)別分布調査結果(平成19年4月)」により、昨年3月末に比べ、タンス株が約100億減少程度減少したことを報告した。
- ・滝口座長代理(三井住友銀行)から「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応のQ&A(第一版)」、「株券電子化に伴う株式担保に係る想定事務フローについて」についての報告があった。

(質疑応答)

質問: 日本国内で株券電子化セミナーを活発に行っているようであるが、今後、海外においても行う予定はあるのか。

回答: 現在のところ、予定は無い。しかし、海外からの日本市場への投資はかなり重要になってきているので、今後、検討することとする。

3. 「(株)証券保管振替機構における検討状況」について

(株)証券保管振替機構・齋藤部長が次のとおり報告した。

- ・ 本 7 年1月から投信の振替制度を実施し、大きな制度改革は株券電子化を残すのみとなった。この機会に改めて、一連の証券決済制度改革への機構の対応について俯瞰する。
- ・ 一般振替DVPの導入により元本リスクが削減された。資金決済効率の観点からみると、2006 年度の日平均の数字でいえば、従前の資金決済方法のままだと1兆 6,800 億円の決済資金を授受していたはずのものが、ネットイング後に実際に授受されている資金は約 1,800 億円で、約 10 分の1の資金移動で済むようになっている。
- ・ 決済照合システムの利用率は、業種別に証券会社、信託銀行、カストディ銀行は、ほぼ 100%の参加であるが、運用会社の参加は 60%に留まっており、参加の促進に努めている。照合システムの導入により、国内取引に關していえば、日別の照合一致率が約定日(T+0)の段階で既に 99%超の約定照合が一致しており、翌日(T+1)には決済照合も 99%超が一致しており何時でも受渡し可能な状況となっている。
- ・ 2003 年にCPの振替制度が開始され、当初は残高が伸びなかったが、2005 年3月に印紙税の特別措置が撤廃されたことにより、CPの電子化が一気に進み、現在はすべて電子CPとなっている。残高は 20 兆円前後で推移している。
- ・ 昨年1月から一般債振替制度を導入した。以降、新発債はほとんど電子化されており、既発債についても予めスケジュールを立てて振替制度への移行を段階的に進めている。その結果、本年3月末の残高は 180 兆円余となっており、今月末には 200 兆円程度になる見込みである。一般債の全体市場規模は 220～230 兆円といわれているので、9割がたは電子化が進んだことになる。
- ・ 本年1月の投信振替制度開始時点で、公募・私募合わせて約 5,000 銘柄、90 兆円の投資信託が振替制度に一斉に移行し、ほぼ全ての投資信託が電子化された。
- ・ 株式等振替制度については、昨年の制度要綱公表後の動きについて報告する。2009 年1月から、配当金の支払い方法が、現行の「郵便振替簡易払い」と「銀行口座振込払い」の選択肢に加え、一度の手続きで全保有銘柄の配当金を一つの口座で受領できる「登録配当金受領口座方式」と、振替口座簿ごとの株式数に応じて配当金を受領できる「株式数比例配分方式」が追加され、制度移行と同時に実施することとなった。

4.「証券決済制度改革の推進に向けて」(報告書)のマイルストーンの修正について
事務局が、変更点は以下のとおりである旨報告した。

(主な変更点)

- ・2006 年5月の懇談会で、株券電子化の実施目標日を 2009 年1月としたため、この項目を追加した。
- ・本年1月に稼働した投信の振替制度を追加した。

5. 株券電子化制度等についての周知・啓発時における用語・表現方法の指針(案)
事務局が、変更点は以下のとおりである旨報告した。

(変更点)

以前は、「特別口座」と「特定口座」とが分かりづらいということであったが、「特別口座」が使われていることから、表現の中に加える。

以 上

○ お問い合わせ先 日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター TEL. 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。

図6-1 現時点で確定・予定している証券決済制度改革のマイルストーン

《要約版の図6-1》

- ：現時点で確定している主要マイルストーン
○：現時点で予定されている主要マイルストーン
△：現時点で証券保管振替機構にて仮予定されている主要マイルストーン

2002年(平成14年)		2003年(平成15年)		2004年(平成16年)		2005年(平成17年)				2006年(平成18年)		2007年(平成19年)		2008年(平成20年)		2009年(平成21年)		
前 半	後 半	前 半	後 半	前半	後半	1～3	4～6	7～9	10～12	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
本報告書とりまとめ時点 (2002年10月)												▼マイルストーン改定時点(2007年4月)						
法 制	●短期社債等振替法施行(2002年4月)		●社債等振替法施行(2003年1月)		●株券不発行制度に係る法制審答申(2003年9月)		●株券電子化法(「振替法」等)の成立・公布 (2004年6月)※2								●社債等登録法廃止(2008年1月が期限)			
			●改正証券取引法施行(清算機関法制)(2003年1月)															
商品共通	●証券決済制度改革推進センター設置(2002年4月)		●日本証券クリアリング機構による東証派生商品清算業務開始(2004年2月)															
	●株式会社証券保管振替機構事業開始(2002年6月)		●日本証券クリアリング機構業務開始(2003年1月)		●保振決済照合システム第二期(2004年5月)(株式一般振替DVP制度との連動)		●保振決済照合システム(2005年2月)(国債清算機関対応)											
商品別	株式	●保振決済照合システム第一期第2フェーズ(2002年2月)(転換社債、非居住者取引)		●保振決済照合システム第一期第3フェーズ(2003年5月)(国債売買、先物・オプション、投信)		●一般振替DVP制度稼動(2004年5月)				●株券電子化制度要綱とりまとめ(2006年3月)				●株券電子化への移行(2009年6月が期限)		○株券電子化実施目標日(2009年1月)		
国債	●国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループ検討とりまとめ(2002年10月)		●日本国債清算機関業務要綱案とりまとめ(日本国債清算機関設立準備委員会:2003年6月)		●日本国債清算機関事業開始(2005年5月)(⇒照合機能は保振決済照合システムにて提供)													
			●振込国債の振替制度への移行(2003年1月)															
一般債			●一般債振替制度要綱の制定(2003年6月)						●一般債振替制度稼動(2006年1月)		●既発債の振替債への移行開始(4月以降)		●振替制度への移行完了目標(2008年1月)※1					
短期社債			●短期社債振替制度稼動(2003年3月)						●短期社債振替システムの本格対応稼動(2006年1月)									
投信					●投資信託振替制度要綱の制定(2004年9月)						●投信振替制度稼動(2007年1月)							
その他					●米国SIA T+1化実施の意思決定を延期※3								●上場投信(ETF)振替制度対応期限(2008年1月)					

※1 社債等登録法廃止に伴う既存一般債に対する規制措置上の取り扱いから、2008年1月を既存一般債の新振替制度への移行完了目標時期としている。

※2 上場会社株式は新法公布後5年以内の政令で定める日に、株券電子化制度に一律的に移行する。

※3 米国SIAの報告ではT+1化実施の意思決定、および再評価の時期の延期を公表